

箕面市見守りおむつ定期便業務委託

仕様書

箕面市

1. 業務名

箕面市見守りおむつ定期便業務委託

2. 業務目的

子育て世帯への経済的支援及び乳児の養育状況の継続的な見守りを図ることで、子育ての不安解消並びに虐待の防止及び早期発見につなげ、安心して子育てのできる環境及び子育て支援の充実に資することを目的に実施するもの。

3. 契約期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

4. 履行場所

箕面市内全域

5. 対象及び対象者数

(1) 対象者

以下の要件を満たすもの

- ① 本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、配偶者からの暴力その他特別な事情がある場合を除く。
- ② 父、母又は特別な事情により対象乳児を養育する者であること
- ③ 対象乳児と同一世帯に属していること
- ④ 市内の住居においておむつ等の支給品（以下「支給品」という。）の受け取りが可能であること

【対象乳児について】

令和7年10月時点で、満1歳を迎える誕生月までの乳児であること。ただし、申請時点で9か月目までの乳児であるものに限る。

(2) 対象者

各年度ごとの対象者数の見込みは以下のとおり。

年度	0歳児の推計 ^{※1}	対象乳児／月	延べ件数 ^{※2}
令和7年度	857人	720人	4,320件
令和8年度	895人	750人	9,000件
令和9年度	885人	740人	8,880件
令和10年度	880人	740人	8,880件

※1：0歳児の推計は、第五次箕面市子どもプランの数値を引用

※2：令和7年度は10月以降の件数とし、その他の年度については1年分

6. 基本的な事項

業務の履行に当たっては、次に掲げる事項に沿って適正に行うこと。

- ① 業務の目的を十分に理解し、対象者が安心して子育てできる環境づくり及び対象乳児の健全な成長に資するよう運営すること。
- ② 対象者のニーズや心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- ③ 市との連携を図り、適切に運営すること。

7. 委託業務内容

受注者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

見守り活動及び管理業務

(1) 見守り活動業務

① 宅配先の様子確認

「見守り活動マニュアル」「見守り活動チェックシート」に基づき、支給品の宅配時に対象者と面談し、子育ての不安の有無や、対象者と対象乳児の健康状態や養育環境を確認する。確認の結果、虐待が疑われるなど急を要する事案については定例報告を待たず、その都度市へ報告する。

② 対象者からの相談対応

対象者から育児の相談があれば傾聴し、見守り配達員（以下「配達員」という。）の子育て経験又は研修受講時に得た知識を活かした助言や体験談を伝えるなどして、対象者の不安の軽減を図り、相談内容に応じて、市が発行する「子育て応援ガイドブック」等を参照し、市の子育て支援サービスや関係部署等を紹介する。

③ 支給品の宅配

(ア) 市が支給決定した対象者リストの提供（原則月1回）を受け、対象者と宅配日の調整等を行う。

(イ) 対象者が希望した支給品を月1回、対象者の市内の居住地（自宅に限らない）に宅配する。

(ウ) 原則、誕生月の3か月後から満1歳の誕生月まで最大10回の配達を行う。

(エ) 宅配時に対象者が不在等の場合は再配達を行うか、やむを得ない場合は対象者の指定の場所に留守置きをすること。留守置きをした場合は、電話等の適切な方法により着荷確認を行うとともに、「見守り活動チェックシート」をもとに見守り活動を行うこと。

(オ) 宅配は、原則、週5日、午前9時から午後5時の間に行うものとする。ただし、市との協議により変更することができる。

(カ) 次回の宅配内容及び宅配日時は、電話連絡または直近の宅配時に確認を行うこと。対象者から宅配内容及び宅配日時の変更の申出があった場合は、可能な限り応じること。

(キ) 宅配完了時に対象者又は代理人から受領確認を受けること。

(ク) 宅配時に市が作成する子育て支援事業に関するチラシ等を配布できること。

(ケ) 対象者への紹介・営業など本事業以外の業務をあわせて行うことはできない。

④ 見守り活動記録の作成

宅配時の状況や対象者及び対象乳児の様子、配達員が感じたこと、見守りチェックシートの記載事項、相談対応の内容等を記録し、蓄積すること。

(2) 実施体制構築業務

① 配達員の配置

配達員は、原則、子育て経験があることを基本とする。このほか、保育士等の子育てに関する資格があることや、学校・専門機関等において保育等の

知識を習得した人を優先的に雇用するように努めること。

配達体制・スケジュールは、配達時に適切な見守り業務を行うことができるものとすること。

② 業務責任者の配置

事業を円滑に運営するため、宅配体制及びスケジュール等を含め、業務全体管理や各配達員への指示・調整を担う業務責任者を置くこと。

③ 見守り活動マニュアルの作成

本事業の流れ、訪問時の対応、行政へ繋ぐ事例、個人情報保護等の留意点、Q&Aなどを記載した「見守り活動マニュアル」を市と協議のうえ作成すること。

④ 見守り活動チェックシートの作成

配達員が実施する見守り活動の内容について、「見守り活動チェックシート」を市と協議のうえ作成すること。本シートにより、配達員全員が見守り活動の質の平準化を図り、どの配達員であっても同じ視点を持って見守り活動ができる体制とすること。

⑤ 配達員への研修

接遇、クレーム対応、個人情報保護等の基本的な研修及び「見守りマニュアル」「見守りチェックシート」に基づく見守り活動のポイント等の研修を全配達員に対し実施すること。また、市が実施する研修を全配達員及び業務責任者に受講させること。

⑥ 専用車両の確保

宅配には、本市の業務であることを表示した車両を使用すること。使用するロゴデータ等を含め、車両デザインについては市と協議のうえ決定すること。なお、車両の調達やデザイン作成、車両へのラッピングは受注者が担うこと。

⑦ 見守り活動に必要な備品等の調達

見守り活動に必要な備品等は受注者の負担とする。なお、支給決定した対象者リストを提供するために使用する媒体等についても、受注者の負担とし、個人情報の取り扱いに十分配慮したものを準備すること。

【参考】データの運搬・提供方法

記録メディアを鍵付きのケースに格納した上で、本市/受注者双方で鍵の管理を行い、本市の庁舎内にて媒体を授受

(3) 受付業務

① 宅配時以外にも、電話やメール等により、支給品の注文、宅配日の変更、宅配先の変更、一時中止、再開等の連絡、問い合わせ等に対応できる体制を構築すること。なお、各種申請に当たっては、ウェブフォームの活用等により対象者の利便性を考慮すること。

② 電話受付は、週5日、午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、市との協議により変更することができる。

(4) 事業案内チラシ・カタログ作成業務

対象者に配布する事業案内チラシや支給品のカタログを市の確認を受けて作成する。配布物は、カラーA4版4ページ以内とし、市が指定する期日までに年間必要部数を市に納品すること。対象者が推計値より増加し、カタログの追加が必要な場合は、市と協議のうえ追加部数を市に納品すること。

要になった場合は、受託者の負担により速やかに追加納品を行うこと。なお、初回の納品は、申請受付開始（7月初旬）に間に合うように行うこと。

カタログ訂正の必要があると市が認めた場合、カタログの作成については受注者の負担で行うこと。

【参考】年度ごとの必要部数の見込み

令和7年度 各1,900部

令和8年度～令和10年度 各1,700部

（5）報告等業務

① 実績報告書の作成及び報告

配達員が作成した見守り活動記録を集約するとともに、見守り活動の受付簿などの必要なデータを整備すること。

整備したデータは、対象者ごとに毎月末締めで集計を行い、以下の項目に沿って実績報告を作成の上、翌月10日までに市に提出すること。毎年度完了後、毎月の実績報告をまとめた年間実績報告を市に提出すること。

ただし、見守り活動記録については、緊急を要する場合は、その都度報告すること。

【参考：実績報告の項目】

- (ア) 宅配数
- (イ) 支給対象品別の単価及び支給個数
- (ウ) 宅配方法（手渡し、留守置き、配達不可など）
- (エ) 乳児の健康状態
- (オ) 保護者の健康状態
- (カ) 相談内容の内訳
- (キ) 関係機関への連絡の有無、連絡先
- (ク) その他宅配時に気になった事項

※項目は、市との協議により変更する場合がある。

② アンケートの実施及び集計

効果検証を目的に、全ての対象者に対して、アンケートを実施し、結果の集計及び報告を行う。また、実施にあたっては、アンケート内容や実施時期等の基礎設計に加え、ウェブフォームの活用等、対象者の利便性と高い回収率を得るための実施方法について、市との協議により決定すること。

支給品調達業務

（1）支給品の選定業務

支給品の選定については、以下のとおりとする。

- ① 支給品は、対象乳児1人につき1回あたりおむつ2袋分に相当する価格（令和7年4月時点の参考価格税抜き3,100円。以下、「1人あたりの設定額」という。）で選定すること。
- ② 選定する内容は以下に掲げる項目を基本とし、可能な限り1人あたりの設定額の半額程度の商品を2セット選択できること。

（ア） 紙おむつ
・複数メーカーを扱うこと

- ・テープ、パンツタイプ別で各種サイズを取りそろえること
- (イ) 布おむつ
- (ウ) おしり拭き
- (エ) ミルク
- (オ) 離乳食
- (カ) その他0歳児の育児に必要な生活消耗品
- ③ 複数の商品を組み合わせることも可能とすること。
- ④ 支給品の内容及び支給品ごとの価格については、「8. 委託料」に掲げる金額を上限に、契約締結後に市と協議すること。

(2) 支給品の供給

対象者から申出のあった支給品を供給すること。支給品の製造中止や仕様変更等、支給対象品を納品できない可能性が判明した時は、速やかに市と協議すること。

8. 委託料

委託料の内訳は以下のとおりとし、各業務ごとの内訳を上限額に、毎月払い（当該月の業務完了後翌月払い）とする。

ただし、「支給品調達業務」については、毎月の配送実績に応じた実績払い（契約後に市と協議する支給品ごとの価格と配送実績に応じたもの）とし、各年度ごとに最終月の業務完了後、契約額の変更に伴う変更契約を行うものとする。

なお、物価高騰等のやむを得ない事情により、1人あたりの設定額が、以下に想定する価格からおむつ2袋分を支給するに足らない状況となった場合については、市との協議によりその額を変更することができる。

年度	各業務ごとの上限額		計
	見守り活動及び管理業務	支給品調達業務*	
令和7年度	19,070,000 円 (税込) 20,977,000 円	13,392,000 円 (税込) 14,731,200 円 【積算】 3,410 円 × 720 人 × 6 月	32,462 千円
令和8年度	17,300,000 円 (税込) 19,030,000 円	27,900,000 円 (税込) 30,690,000 円 【積算】 3,410 円 × 750 人 × 12 月	45,200 千円
令和9年度	17,300,000 円 (税込) 19,030,000 円	27,528,000 円 (税込) 30,280,800 円 【積算】 3,410 円 × 740 人 × 12 月	44,828 千円
令和10年度	17,300,000 円 (税込) 19,030,000 円	27,528,000 円 (税込) 30,280,800 円 【積算】 3,410 円 × 740 人 × 12 月	44,828 千円

*「支給品調達業務」については、1人あたりの設定額を3,410円（令和7年4月時点のおむつ2袋分に相当する価格3,100円×消費税10%）として、月ごとの対象乳児の数を乗

じて年間分を積算しているもの。ただし、令和7年度分は、10月から3月までの6か月分とする。

9. 守秘義務及び個人情報の保護等の業務履行上の条件

- ① 受注者は、公共の業務に関する重要性及び個人情報を扱う重要性を十分認識して、関係法令を遵守するとともに、情報の厳格な管理を行うとともに、情報の適切な運用のために必要な体制を整備すること。
- ② 個人情報及び機密情報の取り扱いについては、別添の「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」並びに関係法令を遵守すること。
- ③ 受注者及び本事業に従事している者は、本事業に基づく調査等で知り得た情報を本市以外の第三者に漏らしたり、不当な目的に使用してはならない。このことは、本契約終了後も同様とする。
- ④ システムを活用する場合は、本市の情報セキュリティポリシー（箕面市情報セキュリティ対策基準）を遵守すること
- ⑤ 本事業の実施にあたり、安全対策に万全を期し、事後防止に関する必要な措置を講ずること。また、事故等の緊急事態が発生した場合に備え、事前に体制を整備すること。
- ⑥ 受注者が行う業務に関する苦情・トラブルについての対応は、受注者側で責任をもって行い、その内容については、発注者に対し口頭・書面で隨時報告するとともに、発注者へ協議が必要なものは、受注者から発注者へ引き継ぐこと。なお、苦情については、受注者として原因の究明を行い、再発防止策を明確にし、書面に記載のうえ、発注者へ報告すること。
- ⑦ 受注者は、業務実施中に起こった事故や、正常な業務運営ができない状況に至ったときは、速やかに発注者に対し、口頭・書面（事故報告書）により報告すること。

10. その他

- ① 支給品の宅配開始は、令和7年10月とする。
- ② 宅配日から3か月間は、対象者からの問い合わせに対応すること。なお、委託期間終了後についても同様とする。
- ③ 本仕様書に明記されていない事項であっても、事業の実施に必要であると認められる軽微な付帯業務については、受注者の負担となる。
- ④ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者との協議により決定する。